

東京支部地域支部会則

(名 称)

第1条 本会は、同志社大学政法会（本部：京都）の会則第3条に定められている支部の一つを形成し、同志社大学政法会東京支部と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局は、東京23区内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、支部会員相互の交流と親睦を図り、本部の事業に協力し、同志社大学法学部および大学院法学研究科の充実・発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 支部会員相互の交流と親睦（年次別・業界別等を含む）に資する事業
- (2) 支部会員の名簿の整備
- (3) 本部および他の支部との連絡・調整
- (4) 本部の行う事業（会報の発行等を含む）に対する協力
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員の構成と資格要件)

第5条 本会は、原則として関東地区に在住している同志社大学政法会の会員を以って構成する。なお、会員の資格要件については、同志社大学政法会会則第6条乃至第9条の定めるところによる。

(会費および事業遂行の費用)

第6条 会員は、同志社大学政法会会則第10条の定めるところにより、終身会費（入会金）を本部に納入しなければならない。

- 2 会員は、常任幹事会において定める年会費を支部に納入しなければならない。
- 3 本会の事業遂行に必要な費用は、年会費、総会の都度徴収する総会会費およびその他の収入（本部からの補助金等がある場合はこれに含む）を以ってこれに充てる。

(役 員)

第7条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) その他の常任幹事 11名

(4) 会計監事 2名

(役員を選任)

第8条 第7条で定める支部長及びその他の役員は、総会においてに会員の中から選任する。

2 副支部長は、会計監事以外の役員の中から支部長が選任し、これを委嘱する。

(顧問)

第9条 本会は、若干名の顧問を置くことができる。顧問は、常任幹事会の議を経て支部長が委嘱する。

(年次別の幹事等)

第10条 本会には、年次別に若干名の幹事を置く。年次別の幹事は、常任幹事会の議を経て支部長が委嘱する。

2 本会には、業界別等に必要な幹事を置くことができる。この場合の手続きは前項に準ずる。

(役員等の職務)

第11条 支部長は、支部の会務を統括し、本会を代表する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、支部長が予め指定した順序により、その職務を代行する。

3 その他の常任幹事は、常任幹事会に出席し、その担当業務を処理する。

4 年次別の幹事等は、常任幹事会と会員との連絡の窓口となり、年次別、業界別等の区分に基づいて、会員のとりまとめと会員相互間の日常における連携の促進にあたる。

5 会計監事は、本会の収支および財政の状況を監査し、常任幹事会に出席して、これについての意見を述べることができる。

6 顧問は、総会および常任幹事会に出席して、本会の運営全般について意見を述べることができる。

(役員等の任期)

第12条 役員等の任期は、就任後2年内の最終の定時総会の終結までとし、再任は妨げない。

2 常任幹事と年次別幹事等の兼任は妨げない。

3 任期途中で選任された役員等の任期は、残任期の満了までとする。

4 役員の変更があった場合、支部長はその旨を本部に報告する。

(総会)

第13条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

2 定時総会は、原則として毎年5月に開催する。

- 3 臨時総会は、常任幹事会において必要と認めたときに開催する。
- 4 総会は、支部長が招集し、その議長となる。
- 5 総会を招集するには、会日の2週間前までに各支部会員に対して、会議の目的、日時および場所を通知しなければならない。
- 6 総会は、年次事業報告、年次収支決算および常任幹事会において必要と認めた事項を審議し、議決する。
- 7 総会の決議は、出席会員の過半数をもって行う。可否同数の時は、議長がこれを決する。

(常任幹事会)

- 第14条 常任幹事会は、支部長、副支部長、およびその他の常任幹事を以って構成する。
- 2 常任幹事会は、支部長が招集し、その議長となる。
 - 3 常任幹事会は、総会に提出する議題、資産管理に関する事項、事業計画、収支予算ならびに収支決算に関する事項、およびその他重要な事項を審議し、議決する。
 - 4 常任幹事会の議決は、出席者の過半数を以って行う。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(会 計)

- 第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日迄とし、会計年度終了後、速やかに本会（支部）としての年次収支決算を行う。なお、支部長は、本会則に定める所定の手続きを経て承認を得た後、同志社大学政法会（本部）にも本会の年次収支決算を報告する。

(定めのない事項)

- 第16条 本会に定めのない基本的な事項については、同志社大学政法会会則に準拠して常任幹事会が決定・処理する。
- 2 本会則の施行について必要な運用細則（目的別の委員会の設置等を含む）は、常任幹事会にて定める。

(会則の変更)

- 第17条 この会則の変更は、常任幹事会の議を経て、総会において決定する。なお、本会則の変更が行われた場合、支部長はその旨を本部に報告する。

附 則

本会則は、1998年6月9日から施行する。

一部改正 1999年6月19日

議長は、1998年6月9日、東京都港区海岸1-16-2ホテルインターコンチ

ネンタル東京ベイにて行われた同志社大学政法会東京支部の設立総会において、上記の会則が決議されたことをここに確認する。

1998年6月9日

同志社大学政法会東京支部設立総会 議長 結城哲彦

1999年6月19日の定時総会で、第7条の「その他の常任幹事9名」が「11名」に改正された。議長 結城哲彦